

# 令和3年度 芽室町社会福祉協議会「歳末見舞金」配分実施要項

## 1. 目的

この要項は、芽室町においても、みんなが明るく新年を迎えられるように、町民から温かい善意の義援金を募り「歳末たすけあい募金」として、支援を必要とする世帯に適正かつ効果的に見舞金を配分するため、必要な事項を定めることを目的とする。

## 2. 運動期間

令和3年12月1日（水）～令和3年12月21日（火）

## 3. 募金の周知

「めむろ社協だより」11月号（No.416）に掲載し、趣旨の周知を図る他、福祉・ボランティア団体などにも協力を呼びかける。

## 4. 義援金の受付

期間中、芽室町共同募金委員会窓口または金融機関口座振込により受付をする。

## 5. 寄付者名の公表

個人・団体・法人の寄付者名は、掲載に同意した者のみ「めむろ社協だより」で公表する。

## 6. 歳末見舞金の対象世帯

（1）芽室町に住所を有する在宅者で、特に援助が必要と認められる下記のいずれかに該当する世帯に配分する。

- ①在宅で要介護度3以上の高齢者などを介護している生活困窮世帯
- ②障がい児・者が在宅している生活困窮世帯
- ③ひとり親世帯で、義務教育修了前の児童を養育している生活困窮世帯
- ④75歳以上の単身生活困窮世帯
- ⑤高齢者（65歳以上）夫婦だけの生活困窮世帯
- ⑥その他、特に会長が認めた生活困窮世帯

（2）次の世帯は、対象外とする。

- ①生活保護受給世帯
- ②福祉（医療）施設など入所（入院）者世帯

## 7. 収入基準額

世帯全員の町民税が非課税で、世帯の年額収入（給与・年金・その他による）が下表の収入基準額表に定める基準額に満たない程度であること。

| 世帯人員 | 1人         | 2人         | 3人         | 4人         | 5人         | 6人         |
|------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|
| 基準額  | 1,000,000円 | 1,600,000円 | 2,100,000円 | 2,500,000円 | 2,800,000円 | 3,000,000円 |

## 8. 見舞金配分申請

この要項に定める歳末見舞金の配分を受けようとする者は、別記様式による申請書を会長が指定する日まで提出しなければならない。

## 9. 見舞金配分対象、金額の決定および交付

- (1) 見舞金対象世帯の選定にあたり、民生委員児童委員による生活状況確認を行なう。
- (2) 見舞金対象者の選定は、芽室町社会福祉協議会が責任を持つ。
- (3) 見舞金の配分決定は、歳末たすけあい募金の義援金を財源に、芽室町社会福祉協議会で審査し、予算の範囲内で会長が決定する。
- (4) 見舞金の配分可否は、申請世帯及び民生委員児童委員宛に通知するとともに、対象世帯には12月末日までに銀行口座への振り込みにより見舞金を交付する。

## 10. その他

この要項に定めのない事項は、芽室町社会福祉協議会が別に定める。